第十四条の次に次の一条を加える。

（法第二条第一項の業務に関与する社員等の範囲）

第十四条の二　法第三十四条の十一第一項第二号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　被監査会社等の財務書類について監査法人が行う法第二条第一項の業務（次号、第三号及び第六号において「対象業務」という。）に関与する社員

二　対象業務について法第三十四条の十の四第一項の規定による指定を受けた社員（同条第六項の規定により指定を受けたとみなされる者を除く。次条第六号及び第二十三条第二号ロにおいて同じ。）

三　対象業務について法第三十四条の十の五第一項の規定による指定を受けた社員（同条第五項又は第六項の規定により指定を受けたとみなされる者を除く。次条第六号及び第二十三条第二号ハにおいて同じ。）

四　前三号に掲げる者を管理する者としての地位にある社員

五　業務の品質の管理（法第三十四条の十三第三項に規定する業務の品質の管理をいう。第二十三条第二号ホにおいて同じ。）の方針を策定し、及びその実施の状況を検証する社員

六　前各号に掲げる者のほか、対象業務に重要な影響を与えることができる社員として内閣府令で定めるもの

第十五条第六号中「前三号に該当する場合を除き、」を削り、「関与した」を「関与する」に改め、「（同条第五項又は第六項の規定により指定を受けたとみなされる者を除く。）」を削り、同条第七号中「第四号から前号までに該当する場合を除き、」を削り、「同号イ」を「前号イ」に改め、同条に次の一号を加える。

八　監査法人の社員の半数以上の者が、その配偶者につき、被監査会社等と法第二十四条第一項第一号に規定する関係を有する場合

第二十三条第二号中「ある者」の下に「（次に掲げる者に限る。）」を加え、同号に次のように加える。

イ　当該登録有限責任監査法人の計算書類（法第三十四条の十六第二項に規定する計算書類をいう。）について当該監査法人が行う法第二条第一項の業務（ロ、ハ及びヘにおいて「対象業務」という。）に関与する社員

ロ　対象業務について法第三十四条の十の四第一項の規定による指定を受けた社員

ハ　対象業務について法第三十四条の十の五第一項の規定による指定を受けた社員

ニ　イからハまでに掲げる者を管理する者としての地位にある社員

ホ　業務の品質の管理の方針を策定し、及びその実施の状況を検証する社員

ヘ　イからホまでに掲げる者のほか、対象業務に重要な影響を与えることができる社員として内閣府令で定めるもの

第二十三条第三号中「あつた者」の下に「（社員の配偶者にあつては、前号イからヘまでに掲げる者の配偶者に限る。）」を加える。

第二十九条の次に次の四条を加える。

（上場会社等の範囲）

第二十九条の二　法第三十四条の三十四の二に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　金融商品取引所に上場されている株券等（金融商品取引法第二条第三十三項に規定する特定上場有価証券を除く。）の発行者

二　金融商品取引法第六十七条の十一第一項の規定により認可金融商品取引業協会の登録を受けた株券等（金融商品取引法施行令第二条の十二の四第三項第二号に規定する特定店頭売買有価証券を除く。）の発行者

三　金融商品取引所にその発行する株券等を上場しようとする者であつて、当該金融商品取引所の定める規則により当該株券等に係る有価証券の募集（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集及び同法第二条の三第四項に規定する特定組織再編成発行手続をいう。次号において同じ。）又は有価証券の売出し（同法第四条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。同号において同じ。）を行うため、同条第一項から第三項までの規定による届出をしようとするもの

四　金融商品取引法第六十七条の十一第一項の規定によりその発行する株券等について認可金融商品取引業協会の登録を受けようとする者であつて、当該認可金融商品取引業協会の定める規則により当該株券等に係る有価証券の募集又は有価証券の売出しを行うため、同法第四条第一項から第三項までの規定による届出をしようとするもの

2　前項各号に規定する株券等とは、次に掲げるものをいう。

一　金融商品取引法第二条第一項第七号に規定する優先出資証券

二　金融商品取引法第二条第一項第九号に規定する株券

三　金融商品取引法第二条第一項第十四号に規定する受益証券発行信託の受益証券（有価証券信託受益証券（金融商品取引法施行令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券をいう。第七号において同じ。）に該当するものであつて、受託有価証券（同令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。第七号において同じ。）が前二号又は次号に掲げるものであるものに限る。）

四　金融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で第一号又は第二号に掲げるものの性質を有するもの

五　金融商品取引法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で第一号、第二号又は前号に掲げるものに係る権利を表示するもの

六　前各号に掲げるものに表示されるべき権利であつて、金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

七　金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号に規定する信託の受益権（有価証券信託受益証券に該当するものであつて、受託有価証券が第一号、第二号又は第四号に掲げるものであるものに限る。）

（社員の数）

第二十九条の三　法第三十四条の三十四の六第一項第三号ヘに規定する政令で定める数は、五とする。

（最低資本金の額）

第二十九条の四　法第三十四条の三十四の六第一項第四号ロに規定する政令で定める金額は、社員の総数に百万円を乗じて得た額に相当する金額とする。

（共同監査人等の数）

第二十九条の五　法第三十四条の三十四の十三第二号イに規定する政令で定める数は、一とする。

2　法第三十四条の三十四の十三第二号ロに規定する政令で定める数は、四とする。

第三十条第八号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八　前各号に掲げるものに表示されるべき権利であつて、金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

（公認会計士法施行令の一部改正）

第二条　公認会計士法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第五百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「二年」を「三年」に改める。